



宮古労働基準監督署発表
令和5年8月7日

【照会先】 宮古労働基準監督署

○署長 いのうえ しげき
井上 茂樹
監督課長 たかはし ゆうた
高橋 悠太
電話 0980-72-2303

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～ 作業計画及び接触の防止のための措置を講じずに

フォークリフトを用いて作業を行った疑い～

宮古労働基準監督署(署長:井上 茂樹)は、本日、法人及び同社執行役員常務を、労働安全衛生法違反の疑いで那覇地方検察庁平良支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和5年6月22日、沖縄県宮古島市に所在する商業施設の駐車場において、法令で定める作業計画及び接触の防止のための措置を講じずに、フォークリフトを運転してトレーラーの荷台からコンテナを降ろす作業を行った疑い。

1 被疑者

(1) 平良港運株式会社

所在地: 沖縄県宮古島市

事業内容: 一般港湾運送業

(2) 執行役員常務A

2 違反被疑条文

被疑者平良港運株式会社、被疑者Aともに労働安全衛生法違反

労働安全衛生法第20条第1号

労働安全衛生規則第151条の3第1項(作業計画)

労働安全衛生規則第151条の7第1項(接触の防止)

労働安全衛生法第27条第1項

労働安全衛生法第119条第1号(罰則)

労働安全衛生法第122条(両罰規定) (別添「関連条文」参照)

3 事件の概要

令和5年6月22日、沖縄県宮古島市に所在する商業施設の駐車場において、被疑者Aがフォークリフトを運転してトレーラーの荷台からコンテナを降ろす作業を行っていたところ、後進したフォークリフトに巻き込まれる労働災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、事業者は、フォークリフトを用いて作業を行うときは、

- (1) あらかじめ、作業場所の広さやフォークリフトの種類等に適応する作業計画を定め、当該作業計画により作業を行わなければならないこと
- (2) 運転中のフォークリフト等に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならないこと

等が規定されていますが、被疑者平良港運株式会社は、上記の作業計画及び接触の防止のための措置を講じずにフォークリフトを用いて作業を行った疑いがあるものです。

5 その他

フォークリフトに起因する災害は、死亡又は重篤な災害に結びつきやすいことから、労働災害防止の徹底を図るため、宮古労働基準監督署では、引き続き現場への立入調査等を行っていくとともに、法違反を伴う死亡災害等の重大な事案については、書類送検を行うなど厳正に対処していく方針です。

関連条文

○労働安全衛生法（昭和47・6・8 法律第57号）（抄）

（事業者の講ずべき措置等）

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

（第2号、第3号 略）

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

（第2項 略）

（罰則）

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

（第2号～第4号 略）

（両罰規定）

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則（昭和47・9・30 労働省令第32号）（抄）

（作業計画）

第百五十一条の三 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業（不整地運搬車又は貨物自動車を用いて行う道路上の走行の作業を除く。以下第百五十一条の七までにおいて同じ。）を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

（第2項、第3項 略）

（接触の防止）

第百五十一条の七 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りでない。

（第2項 略）